

広島県水道広域連合企業団建設工事請負代金中間前払金制度事務取扱要綱

令和 5 年 4 月 1 日 制 定

令和 6 年 6 月 1 日 一部改正

令和 7 年 6 月 1 日 一部改正

令和 8 年 4 月 1 日 一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）の建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第 34 条第 4 項の規定に基づく中間前金払を行うために必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 中間前金払は、1 件の請負代金額が 50 万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）を対象とする。

(中間前金払の対象となる経費の範囲)

第 3 条 中間前金払の対象となる経費は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 5 条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証に係る公共工事の費用のうち、当該工事の材料費等（地方自治法施行規則附則第 3 条第 1 項に規定する「当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料」を指す。）に相当する額として必要な経費とする。

(中間前金払の要件)

第 4 条 発注者は、工事を請負う者（以下「受注者」という。）から中間前金払の請求を受けた場合は、次の要件の全てを満たしていることを確認したときに支払うものとする。

- (1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (2) 工程表によって工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

(中間前金払の割合)

第 5 条 前項の場合に発注者が受注者に支払う中間前払金は、請負代金額の 10 分の 2 以内とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の 10 分の 6 を超えてはならないものとする。

(債務負担行為に係る特例)

第 6 条 受注者は、債務負担行為に係る契約分については、その出来高予定額が当該年度内

に支出できる見込みのものについて、当該出来高予定額を対象として中間前金払の請求をすることができる。

- 2 債務負担行為に係る契約においては、第4条の「工期」を「当該会計年度の工事実施期間」と、「工程表によって工期の2分の1を経過」を「工程表によって当該会計年度の工事実施期間の2分の1を経過」と、「既に行われた当該工事」を「既に行われた当該会計年度における工事」と、「請負代金額の2分の1以上の額」とあるのは「当該会計年度における出来高予定額の2分の1以上の額」と読み替えて適用するものとする。

(中間前金払の申請)

第7条 中間前金払の支払を受けようとする受注者は、中間前金払の認定請求書（様式第1号）を作成し、約款第11条に基づく工事履行報告書を添えて発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の請求を受けた場合には、調査を行うものとする。
- 3 発注者は、出来高の数値に疑義がある場合には、当該数値の根拠となる資料の提示を求めることができる。
- 4 発注者は、第2項の調査において、中間前金払が妥当と認められるときは、認定調書（様式第2号）によって受注者に通知するものとする。
- 5 前項の認定を受けた受注者が中間前金払の支払を受けようとするときは、広島県水道広域連合企業団公共工事請負契約約款第34条に基づく中間前金払に係る請求書に、保証事業会社の前払金保証証書の原本（保証証書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による提出の場合は電磁的記録）を添えて発注機関の長に提出しなければならない。
- 6 発注者は、前項の請求を受けた日から14日以内に支払を行うものとする。

(中間前金払と部分払の選択)

第8条 中間前金払の対象となる工事における中間前金払と部分払の選択は、受注者が行うものとし、その併用は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、中間前金払の請求を行った後も部分払の請求をできるものとする。この場合には、約款第37条第6項の部分払金の額の算定式の前払金額に中間前払金額を含む（当該工事が債務負担行為に係るものである場合は、約款第38条の3第2項の部分払金の額の算定式の当該会計年度前払金額に当該会計年度中間前払金額を含む）ものとする。
- (2) 受注者は、部分払の請求を行ったときは、さらに中間前金払の請求をすることはできないものとする。この場合には、当該契約において、約款第34条第4項及び第5項は適用しない。

ただし、第6条（債務負担行為に係る特例）の場合は、翌会計年度以降の出来高予定額に対する中間前払金については請求をすることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和6年6月1日改正については、令和6年6月1日以降に指名又は公告する工事から適用する。
- 3 令和7年6月1日改正については、令和7年6月1日以降に契約する工事から適用する。

(経過措置)

- 4 この要綱の施行の際現に入札の執行手続が完了しているものについては、なお従前の例による。
- 5 この要綱は、施行日から令和8年3月31日までの間は、企業団事務局本部及び広島水道事務所が行う建設工事に適用する。
- 6 前項に規定する期間において、広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第5条第3項に規定する地方機関（広島水道事務所を除く。）が行う建設工事については、当分の間、法令その他別に定めのあるものを除くほか、構成団体（広島県を除く。）の規則等をこの規程とみなして適用する。
- 7 前項の規定において、構成団体の要綱等の規定中「市」又は「町」とあるのは「企業団」と、「市長」又は「町長」とあるのは「企業長」と、部署、職名等については企業団の該当する部署、職名等にそれぞれ読み替えるものとする

附 則

(施行期日)

- 1 令和8年4月1日改正については、令和8年4月1日以降に契約する工事から適用する。
- ##### (経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、現に入札の執行手続が完了しているものについては、なお従前の例による。